

総務・財務委員会細則
(2020年2月2日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の総務・財務委員会（以下「本委員会」という）は、本法人が定める委員会規則、別表に定める総務・財務委員会職務に関する事項の検討を行うことにより、信頼される組織づくりに努めることを目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 本法人の管理、運営、選挙に関わる事項
- (2) 事業計画書・事業報告書の作成、予算案・収支決算書の作成、予算執行状況の監視、各事業への答申、資産管理および運用方法に関する事項等
- (3) その他の関連事項

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員6名以上8名以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年3回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

教育研修委員会細則
(2020年2月2日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の教育研修委員会（以下「本委員会」という）は、本法人が定める緩和医療に関するセミナーや講座、研修会等を企画し開催することをを行うことにより、緩和医療に携わる医療従事者を増やし、我が国に於ける緩和医療の質を向上させること目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 緩和医療に関する教育機会の提供ため研修会を企画・開催する
- (2) 緩和ケアに従事したい医療者に対して、キャリア形成を考えるセミナーを企画・開催する
- (3) ELNEC-Jコアカリキュラムプログラムの開発・普及を行う
- (4) これらの事業を遂行するため、内容に応じたWorking Practitioner Group（以下、WPG）を組織する。WPGは分担する業務内容如何でその下にWorking Group（以下、WG）を組織する。

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び、本委員会内に組織された各WPGからそれぞれ1名と、業務遂行に必要な若干名を加えた10名以上15名以内の委員をもって組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年2回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

委託事業委員会細則
(2020年2月2日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の委託事業委員会（以下「本委員会」という）は、委託元から委託された事業を遂行することを目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 委託元からの委託事業に関する事項を検討、協議、実施する
- (2) 委託内容を分類し、内容に応じたWorking Practitioner Group（以下、WPG）を組織する。WPGは分担する業務内容如何でその下にWorking Group（以下、WG）を組織する
- (3) 各WPGおよびWGにて検討、実施される事業内容を確認し、その実行内容の報告を受け評価および進捗管理を行い、理事会および委託元に報告する

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員4名以上6名以内をもって組織する。

2. 委員会以下にWPGが組織されている場合、委員にはWPG員長・副員長を含めて組織する。ただし、委託内容に応じてつくられるWPGの数によって、新WPGあたり1名もしくは2名、任期内に限り臨時で増員することを妨げない。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、原則として選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

2. 本委員会の特性として委託元の事業年度により、任期途中の委嘱や解散等が生じる場合がある。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年5回程度開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。なお、委託事業の経費に関する規程が別途定められている場合には、これに基づき支給の有無を通知するものとする。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。

3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時、場所、出席者
- 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

学術委員会細則
(2020年2月2日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の学術委員会委員会（以下「本委員会」という）は、本法人が定める研究推進および学術大会の企画、立案、運営等の支援を目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 学術大会の企画、立案、運営等の支援を実施する
- (2) 研究助成の公募および採択、管理を行う
- (3) その他の関連事項について扱う

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員5名以上10名以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年2回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

将来構想委員会細則
(2020年2月2日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の将来構想委員会（以下「本委員会」という）は、本学会の現状と課題を整理し、将来構想ならびに中長期計画 について検討することを目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 本学会の現状と課題の把握を踏まえた活動指針や方策に関すること
- (2) 本学会の中長期計画に関すること
- (3) その他

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員5名以上8名以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年3回程度開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

(委員会の議事録)

第9条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第10条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

専門医認定委員会細則

(平成 20年 10月 13日制定、平成 21年 6月 1日改定、平成 21年 8月 1日改定、平成 22年 3月 1日改定、平成 23年 3月 1日改定、平成 23年 11月 4日改定、平成 24年 5月 28日改定、平成 24年 10月 20日改定、平成 25年 10月 9日改定、平成28年11月6日改定、平成30年1月21日改定、令和2年2月2日改定、令和4年11月6日改定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の専門医認定委員会（以下「本委員会」という）は、緩和医療専門医および認定医の認定を目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 専門医の認定
- (2) 認定医の認定
- (3) 認定研修施設の認定
- (4) 専門医制度に関する検討

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員6名以上15名以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(各 WPGの職務)

第5条 本委員会は、認定WPG、制度検討WPGの2つのWPGで構成される。

- (1) 認定WPG：専門医書類審査WG、専門医症例報告書審査WG、専門医口頭試問審査WG、認定医書類審査WG、認定医症例報告書審査WG、専門医・指導医更新審査WG、認定医更新審査WG、認定研修施設審査WGにより構成される審査に関するWG、専門医・認定医筆記試験作成WG、専門医口頭試問作成WG、専門医・認定医更新試験作成WG、認定医試験作成WGにより構成される試験作成に関するWGからなり、WPG長およびWG員は専門医、認定医、認定研修施設の審査業務と専門医、認定医の試験問題作成業務を行う。
- (2) 制度検討WPG：WPG長およびWG員は、専門医制度の改訂に関する業務、日本専門医機構が規定する専門医制度において基本領域学会のサブスペシャリティ取得に関する業務を行う。

第6条 本委員会は、より高度な緩和医療に精通する医師を育成するための諸事項を審議、検討する。

(任期)

第7条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第8条 委員会は毎年3回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員長は、本委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図る。本委員長は本委員会を招集する。ただし、委員の3分の1以上から会議の目的とする事項を示して請求があったときは、直ちに臨時委員会を招集しなければならない。
3. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
4. 本委員会は、委員の過半数の出席をもって議決することができる
5. 本委員会の議事は出席者過半数の同意をもって決し、また可否同数のときは、委員長が決するものとする。
6. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第9条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時、場所、出席者
- 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第10条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、令和4年11月6日から施行する。

専門医育成・教育委員会細則
(令和4年11月6日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の専門医育成・教育委員会（以下「本委員会」という）は、本法人が定める緩和医療専門医および認定医に関する事項の育成・教育を行うことにより、信頼される組織づくりに努めることを目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 緩和医療専門医および認定医の育成・教育
- (2) 専門医制度における育成・教育に関する検討およびセミナー/研修の企画・運営
- (3) これらの事業を遂行するため、内容に応じた Working Practitioner Group（以下、WPG）を組織する。

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員6名以上9名以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年3回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、令和4年11月6日から施行する。

Palliative Care Research 編集委員会細則
(2020年2月2日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）のPalliative Care Research 編集委員会（以下「本委員会」という）は、Palliative Care Researchに関する事項の業務を行うことにより、緩和医療における有益な学術論文を当学会誌へ公開し、当学会の学術レベル向上に寄与することを目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) Palliative Care Researchへの投稿論文の査読
- (2) Palliative Care Researchの編集・公開

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名、副委員長2名、委員10名以上15名以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年1回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

広報委員会細則
(2020年2月2日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会(以下「本法人」という)の広報委員会(以下「本委員会」という)は、ホームページや広報、宣伝等に関する事項の職務を行うことにより、本法人内外に対する情報発信を通じ、緩和医療の普及啓発と本学会の発展に寄与することを目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) ホームページの管理運営
- (2) 広報・宣伝活動に関する企画立案、実行
- (3) 主催・共催・協賛・後援等の決裁

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員若干名をもって組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年数回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

ニューズレター編集委員会細則
(2020年2月2日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）のニューズレター編集委員会（以下「本委員会」という）は、本法人の会員を対象としたニューズレターを編集し、会員に配信することを目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) ニューズレターの企画、制作、編集について議論する。
- (2) ニューズレターの原稿を委員長名で執筆者へ依頼する。
- (3) 委員長が査読委員を選定し、選定された委員は依頼原稿を査読する。
- (4) 企画外で投稿された原稿の査読を委員で行う

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員6名以上10名以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年3回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

専門的・横断的緩和ケア推進委員会細則
(2020年2月2日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の専門的・横断的緩和ケア推進委員会（以下「本委員会」という）は、全国の緩和ケアチーム、緩和ケア病棟、在宅緩和ケアにおいて提供される専門的緩和ケアに関する事項や、緩和ケアを提供する職種・場所・方法、緩和ケアの提供対象等に関する横断的な事項について、全国でより質の高い緩和ケアが提供されるよう検討を行い、必要な資材の作成や研修の開催等に取り組むことにより、全国で適切に専門的な緩和ケアが提供されていく体制が整備されていくように努め、ひいては信頼される組織づくりに資する活動を行っていくことを目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 緩和ケアチーム、緩和ケア病棟、在宅緩和ケアで提供される専門的な緩和ケアのあり方の検討
- (2) 全国の緩和ケアチームの活動状況の定期的な把握と情報発信
- (3) 緩和ケアチームが実施する職種横断的、対象横断的な活動の支援
- (4) 緩和ケアチームの活動の質を自施設で改善し高めていくための支援
- (5) 専門的な緩和ケアの質を定期的に評価していくための方法の検討
- (6) 緩和ケアを必要とする子どもと家族に適切に緩和ケアを提供していくための体制整備に資する活動

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員10名程度をもって組織する。

2. 副委員長を置くことができる。
3. 本委員会の職務分掌を進めていくために、必要に応じてWPG、WGを設置することができる。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年3回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。
4. 委員会の職務分掌を進めていくために、必要に応じて他団体との合同の会議を開催できる。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

健康保険・介護保険委員会細則
(2020年2月2日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の健康保険・介護保険委員会（以下「本委員会」という）は、緩和医療関係の健康保険及び介護保険に関する事項を検討し、緩和医療の適正な評価や制度の向上を目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 健康保険・介護保険制度に関する検証
- (2) 健康保険・介護保険制度の改正に関する行政への助言
- (3) 内科系保険連合、外科系保険連合、看護系保険連合に参加し、2条の(1)(2)業務を行う
- (4) その他の関連事項

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員6名以上9名以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年3回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

国際交流委員会細則
(2020年2月2日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の国際交流委員会（以下「本委員会」という）は、国際交流の推進を目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 国外の緩和医療に関連する主要な学会、団体との学術・教育・診療等の交流活動を推進する
- (2) 韓国、台湾をはじめとする諸外国との継続的な交流を支援する
- (3) 国際的な交流を活発かつ円滑に行うため、学会員に対して継続的に国外の情報提供を行う

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員5名以上10名以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年2回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

会則検討委員会細則
(2020年2月2日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の会則検討委員会（以下「本委員会」という）は、会則に関する事項の検討を行うことを目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 本法人が定めておきたい事項を検討する
- (2) 会則ならびに詳細を定める際の根拠となる条項を設ける
- (3) その他の関連事項について定める

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員3名以上5名以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年3回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

地区委員会細則

(令和2年2月2日制定、令和2年11月29日改定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の地区委員会（以下「本委員会」という）は、日本緩和医療学会が定めるところの各支部の活動支援を目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 支部規則に規定されている支部の活動を支援する
- (2) 支部学術大会開催を支援する

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員14名以内で組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が各支部の支部長および副支部長を推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年2回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時、場所、出席者
- 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、令和2年2月2日から施行する。

倫理・利益相反委員会細則

(平成24年1月28日制定、平成25年4月16日改定、2020年2月2日改定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の倫理・利益相反委員会（以下「本委員会」という）は、学会活動における倫理および利益相反に関する業務を所轄する、緩和医療学および緩和医療の発展に貢献することを目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 本法人で取り扱う倫理および利益相反に関する事項の審議及び審査

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員5名以上8名以内をもって組織する。

2. 本委員会は、医療分野の専門家5名以上、一般社会の意見を代表する者1名以上により、男女両性で構成する。
3. 本委員会は外部委員を1名以上置く。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年3回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

安全・感染委員会細則
(2020年2月2日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の安全・感染委員会（以下「本委員会」という）は、緩和医療分野における医療安全と感染管理の向上を目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 緩和医療領域における医療安全と感染管理に関する事項について、学会員への情報発信および関連事案に対する検討を行う

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員5名以上8名以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年3回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

用語委員会細則
(2020年2月2日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の用語委員会（以下「本委員会」という）は、緩和医療領域の用語に関する事項の標準化を行うことを目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 緩和医療に関する用語を抽出し、標準化する
- (2) 学術大会、委員会における用途を共有する
- (3) 緩和医療に関連する各学会と情報共有し、整合性をとる

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員4名以上6名以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年3回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

ガイドライン統括委員会細則
(2020年2月2日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）のガイドライン統括委員会（以下「本委員会」という）は、ガイドライン作成に関する事項等を行うことにより、ガイドライン作成・改訂ならびに普及啓発等を円滑に進め、緩和医療に関する知識・技術の向上に貢献することを目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) ガイドライン作成等に関する事項
- (2) ガイドラインの維持管理ならびに普及啓発等に関する事項

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員若干名をもって組織する。

2. 委員は各ガイドラインWPG長から構成する。
3. 必要に応じて、ガイドラインの作成・維持に関して専門的な立場から助言・支援する外部委員を置くことができる。
4. 必要に応じて副委員長を置くことができる。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年2回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

渉外委員会細則
(2020年2月2日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会(以下「本法人」という)の渉外委員会(以下「本委員会」という)は、本法人が定める渉外に関する事項を行うことにより、外部団体との連絡・交渉を円滑に実施することを目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 外部団体との連絡・交渉に関する業務
- (2) 緩和ケア関連団体会議の開催

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員3名以上10名以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年1回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。
3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。
 - 一 委員会の開催日時、場所、出席者
 - 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、2020年2月2日から施行する。

地域包括ケアと緩和ケアの統合委員会細則

(令和6年9月29日制定)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の地域包括ケアと緩和ケアの統合委員会（以下「本委員会」という）は、本法人が定める地域包括ケアと緩和ケアとの統合に関する事項を検討し、人々が、どこに住んでいても、必要なときに緩和ケアを受けることができる体制を整備することを目的とする。

(職務)

第2条 本委員会の職務分掌は、次に定めるところによる。

- (1) 地域全体に緩和ケアを普及させ、その質を向上させていくための方略を検討する
- (2) 第2条（1）で検討した方略を学会員並びに社会に広く公表し、実践する
- (3) 第2条（1）で検討した方略に関連する学会、医師会等の関連機関との連携を深める

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員8名以上10名以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の招集)

第6条 委員会は毎年4回開催するものとし、必要があるときは臨時委員会を開催できる。

2. 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3. 委員会を招集しようとするときは、委員長は各委員に対し予め議題、日時及び場所及び本法人が定める旅費規程に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事録)

第7条 議事録は委員会の都度作成し、本法人に保存しなければならない。

2. 委員長または委員長が指名する者が議事録を作成する。

3. 議事録には次に掲げる事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時、場所、出席者
- 二 議事の経過及び結果

(細則の変更)

第8条 この細則を変更する場合は、当該委員会で改定案を作成し会則検討委員会の確認、修正後、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、令和6年9月29日から施行する。